

保険料を納めないでいると

保険料を納めない状態が続くと、さまざまな措置がとられることがあります。

納期限より
1年以上滞納すると 介護保険サービス等を利用した場合、いったん全額を自己負担し、後で申請して保険給付を受け取ること（償還払い）があります。

納期限より
1年6ヶ月以上滞納すると 介護保険サービス等の利用料全額を自己負担した後、保険給付が一時差し止められ、滞納している保険料を、保険給付から差し引く措置がとられる場合があります。

納期限より
2年以上滞納すると 利用者の自己負担が3割（一定以上の所得のある方は4割）負担に引き上げられたり、高額介護サービス費が支給されなくなるなどの措置がとられます。



注意

一定の資産を有する長期滞納者に対しては、資産の差押え（滞納処分）を行う場合があります。

■ 納付相談について

滞納してしまった保険料を分割して納付する方法もありますので、介護保険課資格保険料係までご相談ください。

■ 介護保険料納付推進員が訪問します

介護保険料の納付が遅れている方、長期・高額の未納がある方のご自宅に介護保険料納付推進員が訪問し、納付の督促や相談対応を行います。

■ 納付案内センター(コールセンター)から電話をします

保険料未納の方には、納め忘れなどを早期に解消していただくために介護保険納付案内センター（コールセンター）から納付案内の電話をします。

納付した介護保険料は社会保険料の税控除の対象になります

毎年1月から12月までに納めた介護保険料は、その年の社会保険料控除として所得控除の対象となります。確定申告の際は、下記を参考にして介護保険料の納付額を算出してください。

●納付書で納めた方は

領収証書の日付を確認して、1年間に支払った保険料額を合計してください。改めて通知はありません。

●口座振替で納めた方は

毎年12月中旬以降に介護保険課から届く「介護保険料口座振替済のお知らせ」をご確認ください。

●年金から差し引きで納めた方は

毎年1月に日本年金機構から届く「公的年金等の源泉徴収票」（はがき）に記載されている金額をご確認ください。

※年金から差し引きされた保険料は、その年金受給者本人のみに社会保険料控除が適用されます。

※妻の年金から差し引きされた保険料は、夫の社会保険料控除に含むことはできません。

※1年の途中で納付方法が変更になった場合や、転入等により前住所地で納めた保険料がある場合などは、それらを合算して申請できます。

※障害年金や遺族年金を受給している方で、日本年金機構から源泉徴収票が届かない場合は、1年間の納付額の確認書を発行しますので、介護保険課資格保険料係までお問い合わせください。

■介護保険についてのお問い合わせは（区役所3階 2～6番窓口）

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ●保険証や保険料について… 資格保険料係 ☎(3647) 9493 | ●介護サービス利用相談…… 在宅支援係 ☎(3647) 9099 |
| ●要介護認定について………… 認 定 係 ☎(3647) 9496 | ●介護保険外の |
| ●訪問調査について…………… 調 査 係 ☎(3647) 9497 | 高齢者の在宅サービスについて…… 在宅支援係 ☎(3647) 4319 |
| ●保険給付について…………… 給 付 係 ☎(3647) 9498 | ●ホームページ… https://www.city.koto.lg.jp/fukushi/kaigohoken |



江 東 区

かいごほけんだより

令和7年(2025年)度版

No.28

発行:江東区福祉部介護保険課
〒135-8383 江東区東陽4-11-28
電話 3647-9111(代)
FAX 3647-9466

介護保険制度は、介護に対する不安や負担を社会全体で支えるしくみです。

介護保険料は、高齢者人口や介護保険サービス等にかかる費用の推計から算出し、3年ごとに見直しが行われます。介護保険の財源は、皆様からお支払いいただく保険料で23%、40～64歳の方の保険料で27%、公費で50%がまかなわれており、一人ひとりの保険料が、介護保険制度を支えています。江東区は介護給付費準備基金を活用し、保険料の上昇抑制に努めております。保険料は大切な財源です。安心して介護サービスを利用することができるよう、今年度も保険料納付にご協力いただきますよう、お願いいたします。



令和7年度(2025年度) 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

所得段階	対 象 者	年 額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者かつ世帯全員が住民税非課税の方、及び世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万9千円以下の方	21,120円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円以下の方（第1段階の方を除く） 29,760円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円を超える方 48,360円
第4段階	本人が住民税非課税	※世帯に住民税課税者がいる方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万9千円以下の方 63,240円
第5段階		世帯に住民税課税者がいる方で、第4段階に該当しない方 74,400円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が	125万円未満の方 85,560円
第7段階		125万円以上200万円未満の方 96,720円
第8段階		200万円以上300万円未満の方 119,040円
第9段階		300万円以上400万円未満の方 133,920円
第10段階		400万円以上500万円未満の方 148,800円
第11段階		500万円以上600万円未満の方 163,680円
第12段階		600万円以上800万円未満の方 186,000円
第13段階		800万円以上1,000万円未満の方 208,320円
第14段階		1,000万円以上1,500万円未満の方 223,200円
第15段階		1,500万円以上2,000万円未満の方 238,080円
第16段階		2,000万円以上2,500万円未満の方 252,960円
第17段階		2,500万円以上3,000万円未満の方 260,400円
第18段階		3,000万円以上の方 267,840円

- ①介護保険料は、当該年度のご本人と世帯員の課税状況やご本人の合計所得金額などに応じて、各段階に区分されます。
※「世帯」は、毎年4月1日時点の状況に基づいて決められます。
- ②第1段階から第3段階は、低所得者負担軽減措置の適用により、保険料が軽減されています。
- ③「合計所得金額」とは収入金額から必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。繰越損失がある場合には、繰越控除前の金額をいいます。土地・建物の譲渡所得は特別控除後の金額が適用されます。

- ④「課税年金収入額」とは公的年金等の収入金額（障害年金・遺族年金等の非課税年金を除く公的年金の受給総額）を指します。
- ⑤第1～5段階の方は公的年金等にかかる雑所得は合計所得金額に含みません。
- ⑥第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。
- ⑦所得段階第1～第2間および第4～第5間の基準について、従来80万円だったものが令和7年度から80万9千円に変更されました。

介護保険料額決定通知書の内容をご確認ください

ア・イ・ウ 欄は、今年度に納めていただく保険料の総額の説明です

- ア** 欄…合計所得金額 ご本人の課税・非課税状況、前年の合計所得金額**ア**のほか、世帯員の課税状況によって所得段階**イ**、年間の保険料額**ウ**が決まります。※表面記載の保険料表をご覧ください。
- イ** 欄…所得段階 介護保険料は65歳の誕生日の前日の属する月または、転入月から計算されます。
- ウ** 欄…年間保険料額 年間の保険料は、4月から翌年3月までの12か月分です。

エ・オ 欄は、今年度に納めていただく月々の保険料額の説明です

- エ** 欄…普通徴収として、同封の納付書または口座振替で毎月納めていただきます。
- オ** 欄…特別徴収として、偶数月に年金から保険料を差し引きさせていただきます。
※手続きの必要はありません。

普通徴収の方でも、年金受給が年額18万円以上の場合には、日本年金機構の準備が整い次第、特別徴収に切り替わります。

エ 欄で、6月から翌年3月までの全期間が「普通徴収」で記載されていても、年度途中（12月・2月）で特別徴収に切り替わる場合があります。

普通徴収から特別徴収に切り替わる際には、改めてご通知を差し上げます。

※令和8年1月発行分からは決定通知書のデザインが変わりますが、通知の内容は変わりません。

エ 欄、**オ** 欄両方に金額が記載されている方は、年度の途中で支払方法が変更になります。

オ 欄に金額記載のある月から特別徴収に切り替わることになります。

保険料の納め方（介護保険法第131～140条）

介護保険法の定めにより、年金の受給額等によって、2つの方法に分かれます。（ご本人で納め方を選ぶことはできません）

年金受給が年額**18万円未満**
または年金を受給していない方

普通徴収

納付方法

1年間（4月分から翌年3月分）の保険料を、6月から翌年の3月までの**10回**で納めていただきます。

- 納付書は、**6月に10枚（1年分）**をお送りします。
 - 納付期限は月末（金融機関が休日の場合は翌営業日）
 - 介護保険課、出張所、金融機関、コンビニエンスストアで納められます。
- ※モバイルレジ、PayPay、d払い、auPAY、J-Coinによる請求書（支）払いも行っています。

保険料納付は
口座振替が
便利です

Web 口座振替はこちら➡

その他、窓口や依頼書での
口座登録は資格保険料係まで
お問い合わせください。



年金受給が
年額**18万円以上**の方

特別徴収

納付方法

年金の支給（年6回）に合わせて差し引きます。

年金からの差し引きスケジュール

4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
仮徴収		本徴収			
保険料算定の基礎となる住民税が未確定。 このため、昨年度の所得段階をもとに仮の金額を差し引き。		(年間保険料額 － 仮徴収した額) ÷ 4 回 ＝ 各本徴収で差し引く各期の金額 ※割算後の100円未満の端数は10月分に計上			

※65歳になったばかりの方、転入された方等は日本年金機構の準備が整い次第（6か月～1年程度）自動的に特別徴収に切り替わります。

それまでの間は、介護保険課からお送りする納付書で納めていただきます。

※その他年金受給に何らかの変更等があった方も、一時的に普通徴収に切り替わります。

介護保険料の減額制度について

下記のすべてに該当する方が対象となります

- ①介護保険料の段階が第1段階（生活保護受給者を除く）、第2段階、第3段階の方
- ②令和6年1月～令和6年12月の収入の合計額が1人世帯で150万円以下の方（世帯員が1人増加することに50万円を加算）
収入には、遺族年金、障害年金、定期的な仕送り、各種手当などが含まれます。
- ③株式などの有価証券、投資信託等も含む預貯金等合計額が1人世帯で350万円以下の方（世帯員が1人増加することに100万円を加算）

※上記の内容をすべて満たしていることを確認するため、預（貯）金通帳、健康保険証等を提示していただきます。介護保険課資格保険料係へ、事前にご相談ください。

第1段階	年額 21,120円 ➡ 17,400円に 減額
第2段階	年額 29,760円 ➡ 26,040円に 減額
第3段階	年額 48,360円 ➡ 44,640円に 減額

135-8383
東京都江東区東陽4丁目11-28

介護 太郎 様

被保険者番号 *****

被保険者氏名 介護 太郎

年 月 日

江東区長

公印

令和7年度 介護保険料額決定通知書

令和7年度 の介護保険料額が決定しましたので通知します。

決定事由	*****
------	-------

●保険料額算定の基礎

期間	月数	世帯住民税状況	本人住民税状況	合計所得金額	所得段階	年間保険料額
*****から *****まで	***	***	***	ア 円	イ	ウ 円

●期別保険料額（円）

期別	普通徴収 納付書払い又は口座振替	特別徴収 年金から差引き
4月		***
5月		
6月	***	***
7月	***	
8月	***	***
9月	***	
10月	***	オ ***
11月	***	
12月	***	***
1月	***	
2月	***	***
3月	***	
計	***	***
合計		ウ ***

●介護保険料の納付方法

左表の「**特別徴収**」欄に金額の記載がある場合
下記の年金から保険料が差引きされます。

特別徴収義務者

特別徴収対象年金

★特別徴収額は、翌月を含む2か月相当分となります。

★2月と同じ金額が翌年度4月・6月の年金から差し引かれます。

左表の「**普通徴収**」欄に金額の記載がある場合
口座振替を申し込まれていない方は、
同封の納付書にてお支払いください。

口座振替を申し込まれている方は、
下記の登録口座から保険料が振り替えられます。

金融機関名

振替開始 振替終了 種別・口座番号

口座名義人

問合せ先
江東区役所 介護保険課 資格保険料係
〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目11番28号 電話番号(3647)9111(大代表)
70歳以上の方は、この通知書をシルバーパス購入の際の所得確認書類の一部として使用できます。
再発行はできませんので、必要な方は大切に保管をしておいてください。

【シルバーパスの問合せ先】（一社）東京バス協会 電話番号 (5308) 6950

70歳以上の方へ

介護保険料額決定通知書は、東京都のシルバーパスを購入する際の所得確認書類のひとつとして使うことができます。**再発行はできません**ので大切に保管してください。

シルバーパスの購入については、東京バス協会にお問い合わせください
（東京バス協会・シルバーパス専用電話 ☎5308-6950）

年間の保険料額が変更になることがあります

変更通知書で
お知らせします

- ① 6月の住民税確定後に所得額や世帯の課税状況に変更があると、保険料も変更になることがあります。
- ② 令和7年1月2日以降に転入の方は、所得額や前住所地での課税状況が不明なため、当初は低い段階で仮計算した額で納めます。保険料は所得額等の確認後に再計算し、差額の納付書を後日お送りします。
また、所得の修正申告をされた場合、介護保険料が変更になることがあります。修正申告をされた場合はご連絡ください。
- ③ 特別徴収の方の4月と6月の保険料は、住民税確定前のため、前年度2月と同額で仮徴収します。当該年度の保険料は8月以降で調整するため、各月の納付金額が一定でない場合もあります。